

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年10月28日

【会社名】 株式会社トウペ

【英訳名】 TOHPE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 南 忠 幸

【本店の所在の場所】 大阪府堺市西区築港新町一丁5番地11

【電話番号】 (072)243-6411 代表

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 森 下 邦 彦

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市西区築港新町一丁5番地11

【電話番号】 (072)243-6411 代表

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 森 下 邦 彦

【縦覧に供する場所】

1 【提出理由】

当社は、平成25年10月28日開催の取締役会において、当社の特定子会社かつ完全子会社である株式会社トウペ製造の当社への吸収合併について決議し、同日付で株式会社トウペ製造と合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

1. 特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

（1）当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社トウペ製造
住所	三重県伊賀市柘植町2700番地
代表者の氏名	代表取締役社長 川上 寿夫
資本金の額	100百万円
事業の内容	塗料・化成品の製造

（2）当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 2,000個

異動後 - 個（吸収合併により消滅）

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 - %（吸収合併により消滅）

（3）当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が、当社の特定子会社である株式会社トウペ製造を吸収合併することにより、同社は消滅いたします。

異動の年月日

平成26年1月1日（吸収合併の効力発生日）

2. 吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

（1）当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社トウペ製造
本店の所在地	三重県伊賀市柘植町2700番地
代表者の氏名	代表取締役社長 川上 寿夫
資本金の額	100百万円
純資産の額	2,392百万円（平成25年3月31日現在）
総資産の額	6,848百万円（平成25年3月31日現在）

事業の内容 塗料・化成品の製造

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高(百万円)	11,569	11,813	12,413
営業利益(百万円)	294	284	88
経常利益(百万円)	319	310	46
当期純利益(百万円)	343	102	35

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社トウベ 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社は消滅会社の議決権を100%保有しております。

人的関係 当社役員による消滅会社の役員兼任等の関係があります。

取引関係 当社は、株式会社トウベ製造から製品の購入を行っております。
当社は、株式会社トウベ製造に資金の貸付を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

株式会社トウベ製造は、当社グループの製造部門の中核会社であります。当社グループの化学事業を取り巻く状況は、環境問題を始めとする社会規制が一段と厳しくなる状況であり、親会社と製造部門の中核会社の緊密な関係が以前にも増して必要となっております。また、厳しい経営環境が続いており、更なる経営効率の推進や生産性の改善も必要と判断し、顧客対応の充実やコスト削減を目的として、同社の吸収合併を行うものであります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

当該吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社トウベ製造は解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

株式会社トウベ製造は、当社の完全子会社であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いの予定はありません。

その他の吸収合併契約の内容

当社が、株式会社トウベ製造との間で平成25年10月28日付で締結した合併契約書の内容は後記のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 株式会社トウベ

本店の所在地 大阪府堺市西区築港新町一丁5番地11

代表者の氏名 代表取締役社長 南 忠幸

資本金の額	2,310百万円
純資産の額	(未定)
総資産の額	(未定)
事業の内容	塗料・化成品の販売

合併契約書(写)

株式会社トウペ(以下「甲」という。)と株式会社トウペ製造(以下「乙」という。)とは、次のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併し(以下「本合併」という。)、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条 本合併に係る吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号および住所は次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号 株式会社トウペ

住所 大阪府堺市西区築港新町一丁5番地11

(2) 吸収合併消滅会社

商号 株式会社トウペ製造

住所 三重県伊賀市柘植町2700番地

第3条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対してその有する株式に代わる金銭等を交付しないものとし、甲の資本金および準備金の額は変動しないものとする。

第4条 本合併が効力を生ずる日(以下、「効力発生日」という。)を平成26年1月1日とする。ただし、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを合意により変更することができる。

第5条 乙は、平成25年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を効力発生日をもって甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

2 乙は、平成25年3月31日から効力発生日までの期間における資産、負債および権利義務の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

第6条 甲および乙は、本契約後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産および負債を管理し、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

第7条 本契約締結から効力発生日までの間に天災地変その他の事由により、甲もしくは乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、または本合併の実行に重大な支障となる事態もしくは本合併の実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲乙協議のうえ、本契約を解除することができる。

第8条 本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成25年10月28日

(甲) 大阪府堺市西区築港新町一丁5番地11
株式会社トウペ
代表取締役社長 南 忠 幸

(乙) 三重県伊賀市柘植町2700番地
株式会社トウペ製造
代表取締役社長 川 上 寿 夫

以 上